

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成二十五年五月三十一日第百三号で指定をした道路を次のとおり取り消した。

令和七年九月二十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

第一〇二号						取消番号
建築基準法第四十二条第一項第四号						指定の取消しに係る道路の種類
令和七年六月二十日						指定の取消しの年月日
埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東久保三十七番三から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東久保三十七番三まで 埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字水堀百八十三番九まで 埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字小六千五百六番三から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字小六千五百六番十七まで 埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東久保三十七番一から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東久保三十七番四まで 埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東久保三十七番三から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東久保三十七番一まで						指定の取消しに係る道路の位置
十四・二〇 三十二・九〇 九・〇 十五・〇 十九・〇 八・二〇						指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)
六・〇 六・〇 四・二 六・〇 四・〇〽五・〇 六・〇						指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)

第一〇二号	取消番号
建築基準法第四十二条第一項第四号	指定の取消しに係る道路の種類
令和七年六月二十日	指定の取消しの年月日
埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松九十九番から埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松九十九番まで	指定の取消しに係る道路の位置
二十・〇	指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)
六・〇	指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)